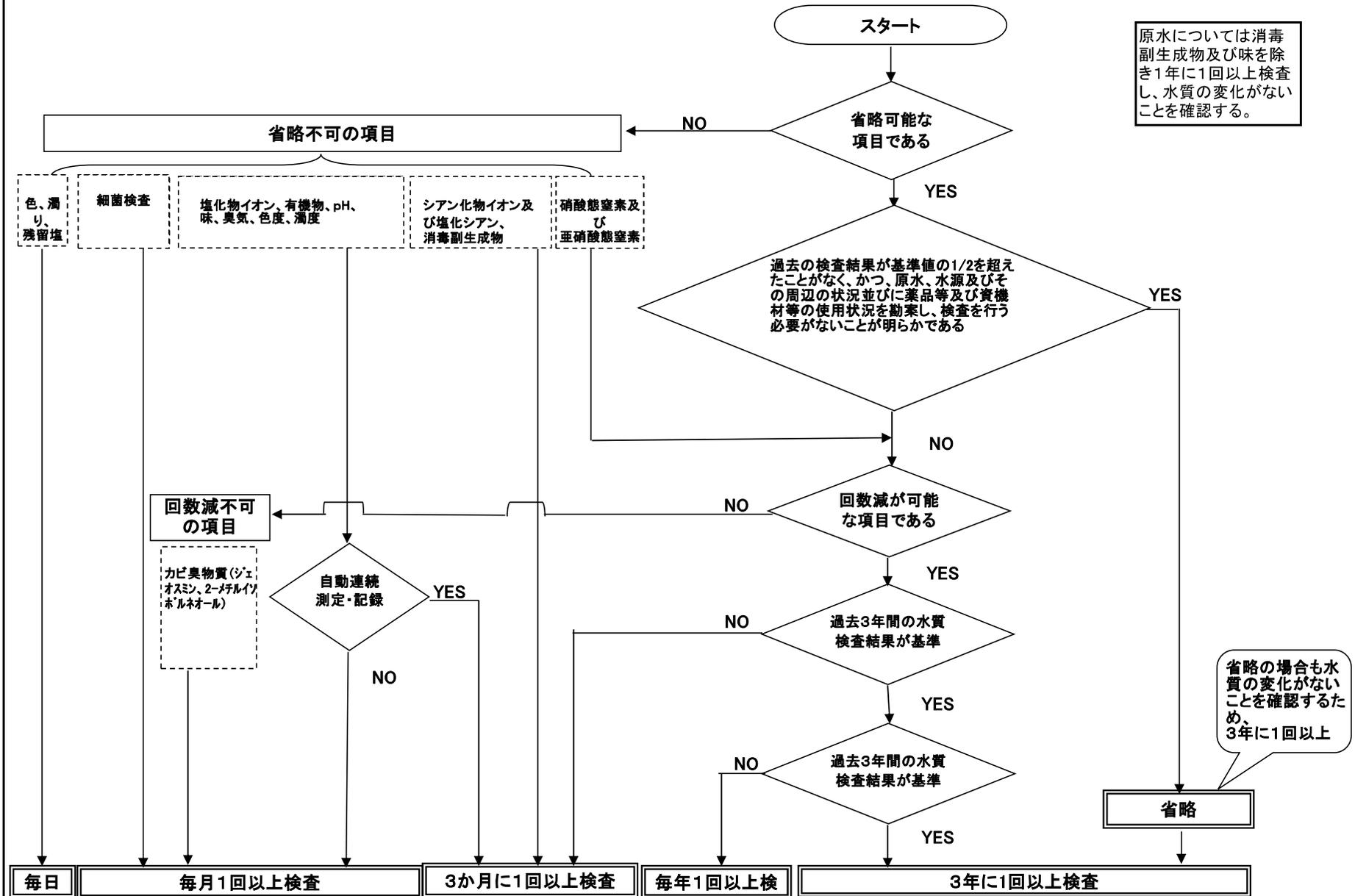


◇水道法における水質検査の省略・検査回数減の判断フロー



原水については消毒副生成物及び味を除き1年に1回以上検査し、水質の変化がないことを確認する。

省略の場合も水質の変化がないことを確認するため、3年に1回以上

※ただし、カビ臭物質については、カビ臭の原因となる藻類の

(注)省略の可否を判断するための過去の検査結果は、水質検査結果の保存期間である5年間以上のデータで判断する。